

平成30年度（2018年度）第13回教育委員会（3月定例会）議事録

- 1 日時 平成31年（2019年）3月13日（水）
午前9時30分から午前11時55分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 宮尾 千加子
委員 木之内 均
委員 堀内 忍
委員 吉井 恵璃子
委員 櫻井 一郎
委員 吉田 道雄

4 議事等

(1) 議案

- 議案第1号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について
- 議案第2号 熊本県高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第3号 文化財の指定について
- 議案第4号 熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第5号 熊本県立図書館組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第6号 熊本県立教育センター規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第7号 平成31年度教育庁及び教育機関（学校を除く。）の役付職員の人事について
- 議案第8号 平成31年度県立学校長及び副校長の人事について
- 議案第9号 平成31年度市町村立学校長及び副校長の人事について
- 議題第10号 教職員の懲戒処分について

(2) 報告

- 報告（1） 県立高校生徒自死事案（平成25年8月17日発生）に係る裁判経過（弁論終結）報告について

5 会議の概要

(1) 開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。

(2) 議事録署名委員の選出

教育長が木之内委員を指名し、了承された。

(3) 会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第4号から議案第10号は人事案件及びそれに関連する議案、報告（1）は関係者の個人情報等が含まれるため非公開とした。

(4) 議事日程の決定

教育長の発議により議案第1号から第3号を審議し、議案第4号から議案

第10号、報告（1）を非公開で審議することとした。

(5) 議事

○議案第1号 「教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る臨時代理の報告及び承認について」

教育政策課長

教育政策課でございます。失礼して座ったまま説明させていただきます。

議案第1号でございますが、提案理由を1ページに記載しております。2月定例県議会へ提案した教育に関する議案について、知事から教育委員会あてに意見照会がございましたが、教育委員会に付議する暇（いとま）がなく、教育長が臨時に代理して、「原案どおりで差し支えない」旨の回答をしたため、今回の教育委員会に報告し、御承認を求めるものでございます。

3ページをお願いします。該当の議案でございますが、この3ページに掲載の県知事からの依頼文の中、「記」以下の11項目です。第1号、第7号が平成30年度補正予算、第45号、第46号が専決処分の報告及び承認、第48号、第52号、第56号が平成31年度当初予算、第92号以下4項目は条例等の議案でございます。

4ページをお願いします。「第1号」は、「平成30年度熊本県一般会計補正予算（第7号）」でございます。

5ページをお願いします。歳出予算補正です。表頭款の欄「10 教育費」、
「11 災害復旧費」、それから6ページをお願いします。「13 諸支出金」を補正しており、これらのうち、教育委員会分は7ページのとおりでございます。今回の補正は、主に、今後の執行見込みの精査によるものでございます。補正額の合計は、最下段中央の39億2,449万9千円の減額でございまして、補正後の金額は、右側でございます、1,286億1,263万円でございます。

8ページをお願いします。繰越明許費の補正です。表頭款の欄、「7 教育費」のうち、表頭項の欄「2 高等学校費」、「3 社会教育費」を補正しております。それぞれ、県立高等学校施設整備事業、熊本県青年会館ブロック塀撤去等事業について、年度内の竣工が困難であるため、予算を繰り越すことに伴い、繰越明許費の金額を変更するものでございます。

9ページをお願いします。債務負担行為補正のうち、追加でございます。今回追加しますのは、「60 教職員住宅用地賃借」、「61 公立学校教職員初任者研修等会場賃借」、「63 校長宿舍等賃借」の3業務でございます。いずれも、平成31年度、新年度当初から業務を開始する必要があることから、債務負担行為を追加するものでございます。

10ページをお願いします。債務負担行為補正のうち、変更でございます。

「16 県立学校用地等賃借」の金額を変更しております。

11ページをお願いします。「第7号」は、「平成30年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第1号）」です。

12ページをお願いします。歳出予算の補正でございます。今回の補正は、所要見込み額の減によるもので、補正額の合計は、最下段中央の2億1,666万5千円の減額でございまして、補正後の金額は、右側でございます、10億3,124万3千円です。

13ページをお願いします。債務負担行為の設定です。「1 育英資金返還

金収納事務委託業務」、「2 情報処理関連業務」、「3 事務機器等賃借」の3業務について、いずれも、平成31年度当初から業務を開始する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

14ページをお願いします。14ページの第45号、15ページの第46号は、専決処分の報告及び承認に関するものです。いずれも、熊本県育英資金貸付金の支払請求に係る訴えの提起に係るものです。県が行った支払督促に対し、合計4名の債務者から異議の申立てがなされたことから、訴えを提起するため、知事の専決処分としたものです。なお、議案が複数に分かれておりますのは、訴えの提起の時期が異なるためでございます。

16ページをお願いします。「第48号」は、「平成31年度熊本県一般会計予算」です。

17ページをお願いします。表頭款の欄「10 教育費」、「11 災害復旧費」、18ページの「13 諸支出金」に予算計上しております。このうち、教育委員会分は19ページのとおりでございます。歳出予算の合計は、最下段になりますが、1,275億8,156万8千円です。各課の主な事業については、後ほど、別冊の資料で御説明します。

20ページをお願いします。債務負担行為の設定です。「39 県南高等支援学校（仮称）整備事業」から「44 県立美術館本館改修事業」までの6事業でございます。工期の確保等の理由により、債務負担行為を設定するものです。

21ページをお願いします。「第52号」は、「平成31年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算」です。

22ページをお願いします。歳出予算の合計は、3億2,463万1千円でございます。

23ページをお願いします。「第56号」は、「平成31年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算」です。

24ページをお願いします。歳出予算の合計は、11億7,631万8千円です。

25ページをお願いします。債務負担行為の設定です。育英資金管理システムに係る事務機器等賃借で、60か月のリース契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

では、平成31年度一般会計予算に係る各課の主な事業について、A4横でございます。別冊としております、右肩に「補足説明資料」と書いてある資料で御説明します。

1ページは、「平成31年度教育委員会当初予算総括表」です。一般会計と、高校教育課所管の高等学校実習資金及び育英資金の2つの特別会計がございますが、合わせまして、教育委員会の平成31年度当初予算の総額は、一番下の行の合計欄の一番左にございますとおり、1,290億8,251万7千円です。平成30年度と比較しまして、左から3番目でございますが、34億5,585万円の減額となっております。

2ページをお願いします。各課の主な事業を御説明します。

まず、教育政策課でございますが、2行目でございます。「熊本県教育情報化推進事業」につきましては、県立学校の教育用情報設備、パソコン等でございますが、リースやネットワークの保守管理等に要する経費で、この中には、新学習指導要領に沿った授業実施に必要なICT機器の導入に要する経費も含まれ

ております。2億3,160万9千円を計上しております。

続きまして、学校人事課の3行目でございます。「教員の指導力向上事業」につきましては、スーパーティーチャーの配置に伴う代替非常勤講師の配置に要する経費で、これまでの県立学校に加えまして小中学校へ配置するために要する経費としまして、2,358万6千円を計上しています。

続きまして、文化課の1行目をお願いします。「熊本歴史文化の森」魅力発信事業」につきましては、新規事業でございまして、国際スポーツ大会開催に伴い来熊される国内外の方に向けて熊本の歴史的・文化的価値の魅力発信、集客増加のために、美術館のサイン整備等施設情報の多言語化、特別展覧会の開催に要する経費として、1,863万1千円を計上しています。

3ページをお願いします。

施設課の1行目でございます。「県立学校防災機能強化事業」につきましては、これも新規事業でございまして、災害時に一時避難や待機場所となる体育館のトイレ整備に要する経費として、4,900万円を計上しています。

高校教育課の1行目、「熊本英語エンパワーメント事業」につきましては、新規事業で、先進的な英語教育の推進及び県立学校への外国語指導助手（ALT）の配置等に要する経費として、1億5,758万円を計上しています。ALTにつきましては、前年度より13名増員し、36名の配置となります。

また、高校教育課の2行目です、「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」、これも新規事業でございます。国の新規委託事業を活用し、地域と協働して高校の魅力化や人材育成に取り組むための経費として、3,009万5千円を計上しています。

続きまして、義務教育課の4行目をお願いします。「英語教育改革推進事業」につきましては、小中学校における英語教育の充実に要する経費として、3,216万1千円を計上しています。この中で、中学3年生の英検取得を推進する市町村への補助事業を新しく実施することとしています。

4ページをお願いします。

特別支援教育課の1行目をお願いします。「特別支援教育環境整備事業」につきましては、特別支援学校5校の施設整備等に要する経費として、26億8,339万6千円を計上しています。主な内容は、熊本はばたき高等支援学校、仮称ですけれども県南高等支援学校、仮称です、鹿本支援学校の整備に引き続き取り組むとともに、新たに着手する球磨支援学校、天草支援学校の整備に要する経費でございます。

体育保健課の1行目をお願いします。「国際スポーツ大会一校一国運動推進事業」につきましては、新規事業でございます、国際スポーツ大会を学校単位での観戦を含めた一校一国運動を実施するために要する経費としまして、2億1,516万1千円を計上しております。

すみません、お手数でございますけれども、もとの資料にお戻りいただいて、26ページをお願いします。

「第92号」でございますが、これは、「熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。これは、日本国籍を有しない者について、文部科学省通知に従って、任用の期限を付さない常勤講師として任用することに伴い、関係条例の規定を整備するものです。具体的には、この「常勤講師」の給与上の処遇が「教諭」相当となるよう、関係規定を改正するものです。

27ページをお願いします。「第93号」は、「熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。これは、熊本県立天草拓心高等学校の所管する船舶に乗り組む船員のうち、一部の職員を技能労務職員から行政職の技術職員とすることに伴って、関係規定を整備するものです。

28ページをお願いします。「第97号」は、「財産の減額貸付けについて」でございます。これは、一般財団法人熊本県青年会館に対して減額貸付けしている県有地の貸付期間が、平成31年3月31日をもって満了することに伴いまして、更新を行うことについて、議会の議決をお願いするものです。この土地は、会館が建設された昭和58年から、これまで3年おきに契約を更新しております。

29ページをお願いします。「第108号」は、「権利の放棄について」でございます。これは、育英資金貸与金債権のうち、貸与の相手方と連帯保証人の破産により、今後回収の見込みがない1件に係る権利の放棄について、議会の議決をお願いするものでございます。

最後に、30ページをお願いします。「諮問第1号」でございます。「退職手当支給制限処分に対する審査請求に関する諮問について」です。これは、教育に関する議案として、知事から意見を求められたものではございませんが、教育委員会が行った処分に関するものですので、御報告させていただきます。諮問の内容は、教育委員会が行った一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分の取消しを求める審査請求について、意見を求めるものです。これは、知事が裁決するに当たり、議会に諮問する必要があるためでございます。

かけ足でございましたが、事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

はい。ありがとうございます。本定例会に出しております、2月補正、当初予算でございます。ボリュームがかなりありますので、見ていただいて、御質問をいただきたいと思っております。当初予算については、総合教育会議でも出たグローバル人材の点でALTをかなり増やしました。英検の中学生3年生への支援、学習指導要領で3クラスに1クラスずつICTを整備するようになっておりますので、向こう3年間で整備する思いで予算をあげております。

吉井委員

補足説明資料についてなんですけど、2ページ目の学校人事課の「教員の指導力向上事業」について、質問と言うか、確認をさせてください。

県立学校に加えて、市町村立学校にスーパーティーチャーを配置ということなのですが、すみません、私の認識の中では、高校にスーパーティーチャー、小中学校に授業マイスターという感覚でございました。これは、授業マイスターとは別に、新たにスーパーティーチャーを配置されるという意味なのでしょうか。

学校人事課長

それでは学校人事課の方から説明させていただきます。

当初、このスーパーティーチャーを導入するに当たりまして、県立、市町村小中学校の区別なく導入する構想でございましたが、まずは、県立学校の方から導入を始めたというところでございます。

そもそも、先ほど言われました、授業マイスター制度というのもございませ

たが、このスーパーティーチャーと授業マイスターの違いというのが、いわゆるスーパーティーチャーにつきましても、自分の授業だけではなく、それぞれいろんな学校からの要請、または、主体的に研修あたり、指導をしていただくことで、各学校の先生方のスキルを上げていく目的があります。これに関しましては、例えば、それぞれの学校で行う授業を見ていただくだけではなくて、いろんな所に集まっていただいてスキルを上げていただく。

この課題のひとつとしましては、昨今、採用年齢に課題がありまして、いわゆるミドルリーダーと言われる方がなかなか現場に少なくなってきたと。若い先生が増えていく中で、なかなか授業をどういうふうに進めてよいのかというお悩みもあるということで、そういうスーパーティーチャーがいろんな学校に赴きまして、そういう先生方のスキルの底上げを図っていくという狙いがあります。授業マイスター制度で認定をしていただいた先生方を順に、このスーパーティーチャーの方に変えていきたい考えもございます。

まずは、小中学校において、来年度5名の先生方を県内に配置しまして、それぞれの学校の底上げを図っていこうという狙いがあるというところでございます。

吉井委員

つまり、しばらくの間は小中学校には授業マイスターとスーパーティーチャーが両方存在するということですね。

学校人事課長

さようでございます。

吉井委員

授業マイスターの中で特に優秀な先生がスーパーティーチャーになるという場合も当然あるということよろしいですか。

学校人事課長

さようでございます。

吉井委員

分かりました。ありがとうございました。

もう一点なのですが、文化課の一番上の「歴史文化の森」魅力発信事業ですけれども、美術館のサイン整備など、というふうな書き方がしてあるのですけれども、たぶん国際スポーツ大会があるのは熊本市だけではないと思うのですが、美術館以外にもどういうところを変更されるのか、もし予定がありましたら教えてください。

文化課長

はい。文化課でございます。

この事業では美術館の館内サインについては美術館だけということにしておりますけれども、他の取組みでこの予算の中で取り組むものとしては、県立美術館の他に山鹿にある装飾古墳館、それから県立図書館のホームページの多言語化あたりの予算もこの中でするように、対応するようしております。

吉井委員

美術館は県立美術館のみということよろしいですか。他にも何かまだ美術館はありますか。

文化課長

館内サインの整備は県立美術館のみです。ホームページは他の館も行います。

吉井委員

分館も含めてでしょうか。

文化課長

いえ、分館は含みません。県立美術館本館のみです。

教育長

国際スポーツ大会に併せて熊本城周辺にお客様方が増えるということで。

吉井委員

熊本城周辺という意味なのですね。

教育長

そういう意味です。城彩苑だったり、伝統工芸館だったり、博物館だったり、連携の一環の中で共通のパンフレットを作ったり、そういった意味でピクトグラムみたいなものを整備するというものです。ただ、分館はどちらかというとな貸館的な色彩もありますので、どちらかというとな外国人の方というより県民の方々の御使用が多いので、今回のそういった対象には今のところはしていないというところでよろしかったですか。

文化課長

すみません。もう少し御説明させていただきます。県立美術館分館のほうはですね、主に学校とか、同窓会とか美術団体のほうが館を借りて、貸館として自分たちの作品の発表の場としてお使いになられるので、国内外からの観光客の方が行くのはあまり想定していないところでもあります。それともう一つ付け加えて申し上げますと、県立美術館のお隣に熊本市の博物館がございまして、あれが全面リニューアルをして、実はそちらのほうはもうほぼ充実した館内サインになっていますので、それに比べると県立美術館のほうは少しちょっと遅れておりましたので、今回、県立美術館本館はこれで整備させていただくとし、それでこういう予算を要求させていただきました。

吉井委員

はい。すみません、ありがとうございました。

櫻井委員

ちょっと、確認なのですが、熊本丸を見ていまして、それでこの27ページに技能労務職員から行政職の技術職員になると、具体的にはどうなるのですか。

学校人事課長

それでは学校人事課の方からご説明します。

おかげをもちまして、実習船熊本丸を就航させていただきました。本当にありがとうございました。新しい船は先代の船に比べまして、少し面積も広くなるということと、また、女子生徒も今度入学予定もあるということも聞いております。

そういった中で、船だけではなくて、実習内容についても充実を図っていくと。昨今、船乗りの方も少なくなっているということもあって、県内唯一の教育施設でもございますので、教育実習だけでなく、いろんなイベント、また、企画あたりを充実させていくということ、それまで単純労務に従事していただいていた船員の方々と、行政職が混在している状況にございましたので、この現業職の方々を行政職に位置付けるとともに、業務内容も単純労務だけでなく、例えば、生徒募集の企画等、船内におけるいろんな教育活動あたりにも従事していただくということで、今回、職の転換というものを図ったところでございます。それに合わせてですね、この条例につきましても、もと

もと単純労務の方々の条例、規則に位置付けてあったものを行政職員の方のこの条例に乗せかえるというような作業といったことをさせていただいているところでございます。

教育長

ちなみに、知事部局の取締船が早くに行政職に切り替えてあったので、うちの方がタイミングが遅かったと。これを機会に全部整理させていただいたということですが。

櫻井委員

一校一国運動なのですが、このスポーツ大会の一校一国運動、大変良い企画だなと思うのですが、例えば、30か国が参加した時に、学校の数が50校あった場合はどう振り分けられるのですか。

体育保健課長

今回の国際大会に向けまして、より子どもたちの国際理解を深め、またグローバルな人材育成を目指すということで、この一校一国運動という取組みを今進めているところでございます。

大きく三本柱がございまして、一つが今委員の方からもお話がございました応援国学習ということで、大会を観戦するという。もう一つが交流学习ということで、参加国の選手団等が事前の合宿等に来られる折に、地元の子どもたちと触れ合う場を、いいですよという許可が出たところで、これもアンケート等を学校の方に取りながらマッチングしながら進めていきたいと思っております。

それともう一つが、観戦する時に、例えばルールも全く知らないということでは面白味も半減したりするような場面もございまして、そういった意味で体育の授業であるとか、総合的な学習の時間とか、特別活動等々、時間をとりながら、事前の大会、学習に取り組むという、大きく三本柱で今取り組んでおります。

その中で、学校観戦につきましては、全ての地域を、私どもの方でも、参加していただくように回ったところでございますけれども、当初9月にアンケートをとった時には、費用が掛かりすぎるといったことから大会観戦に行くのをなかなか難しいというようなお話がございましたので、今回大きく予算等も取らせていただきながら、少しでも子どもたちが大会の方に等しく参加できるような形で予算をいただいたところでございます。これにつきましても、今現在アンケート調査を各学校の方に今取っている段階でございます。その中で、全部で96試合、ハンドボールの大会がございましてけれども、その中の昼間の時間帯で学校が参加できるような試合が全部で39試合でございます。その時間帯等もすべて示して、自分たちの学校行事等の関係等も踏まえながら今アンケート調査を実施しているところでございます。そのところを全ていただいたところで、こちらでまた希望を聞きながら、その会場の規模を見ながら、今後進めていくよう考えているところでございます。

ただ一つだけ大きな問題点としまして、課題として私たちが思っているのが、参加国がまだ、女子ハンドボールの場合には、最終的に決まるのが6月の中旬以降になりますので、それではちょっと間に合わないものですから、先に学校の行事等の時間帯とか、そういったところをしっかりと、この時間に試合がありますよというのを示しながら今アンケートを取っているというような状況でございます。そういった形で進めていきたいと計画しているところでございます。

櫻井委員

なるべく海外の選手たちと触れ合ったり、指導を受けたり、ためになると思いますので、多くの学校、子どもたちが行けたらいいなど。

基本的にこれはバス代ですよね。

体育保健課長

大きなところはバス代でございます。ハンドボール大会のチケットは無料化することができました。大会実行委員会とも掛け合いまして、学校単位、また学年単位で参加する場合の子どもたちの料金、それと引率の先生方の全て無料化の了承がとれました。

教育長

今議会でも、盛り上げが足りないのではないかという質問が出ました。昨日、ニュースでも、県民の関心度が低いというような指摘があって、委員がおっしゃるように子どもたちが最高のトップレベルのプレーを目の当りにできる。学校は御存知のように年度末に年間計画ができますので、まだ来る国は分からないですけれども、一応その予定を入れておかないと授業日数の確保とかもあるので、そこで掘り起こしてお願いしているところです。

吉田委員

ハンドボール大会は福島知事のときにありましたね。

教育長

男子ハンドですね。

吉田委員

私はとくに関心はなかったのですが会場に行ってみたら興奮しました。

実際に観戦するとずいぶん違いました。

教育長

先般、経済界で盛り上げる会がありまして、しっかり経済界も応援するようにと号令がかかっておりました。引き続き経済界の皆様方にもよろしく願いいたします。

吉田委員

奨学金の返還について訴訟提起ということですが、報告で挙げられている二人のうち1番目が貸与時の学生で、2番目が保証人という関係ですか。

高校教育課長

この4件につきましては全て別案件でございます。本人であつたり連帯保証人であつたりということですよ。

吉田委員

別案件ですね。これは借りられた御本人ですか。

高校教育課長

連帯保証人が多いです。

吉田委員

ありがとうございました。

堀内委員

一つお聞きしたいと思います。補足説明資料の3ページ、高校教育課の上から2番目ですね、「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」というところですけども、新規の事業ということで、「地域との協働による高校魅力化」という文言が記載されているんですけども、これに関して具体的な案が、具体的な計画がありましたら、教えていただけますか。熊本版コミュニティ・

スクールとかにつながっていくものなのかどうか、そういうところも御説明いただければと思います。

高校教育課長

この事業は、平成31年度から国が新しく始める事業でございます。これは、大きく3パターンに分かれておりまして、一つは、「プロフッショナル型」というのがございます。今までやっておりましたスーパー・プロフェッショナル・ハイスクールの後継事業に位置付けられている事業でございます。地域と産業界との連携・協働によって実践的な職業教育・課題研究等をやっていく事業でございます。

二つ目が「地域魅力型」というのがございます。これは、地域の課題解決を題材にして、学校で課題解決学習を図ろうというものでございますが、地域の自治体、関連する民間団体等も含めて地域と一体になって、地域が抱える課題等について、連携しながら解決して勉強してこうという事業になっています。

本県からは、「プロフッショナル型」として2校が申請しております。ヒアリングが現在行われております、結果はもう少ししてから出てくるものだと思います。「地域魅力型」につきましては、1校が現在申請しております、ヒアリング待ちという状況です。

もう一つ、「グローバル型」というのがございますが、これは、グローバルな視点を持って、地域のコミュニティーを支えるものであります。今回は本県からは申請しておりません。そういうふうな状況でございます。

堀内委員

ありがとうございます。学校訪問に行くと、それぞれの学校で地域と連携しながら、地域の名物等を使っていろいろ作ったりしているのですが、今回の事業は、これらの発展型みたいな形で考えればよろしいですか。

高校教育課長

はい。「地域魅力型」というのに応募していますのが、上天草高校が応募しています。この事業は、コンソーシアム、連携した共同体を作ってその中でやっていこうということで、例えば、上天草市、大学、小中学校、JAあまくさとの連携、そういうふうなことで、コンソーシアムを作って課題解決に取り組むという、「地域魅力型」というのは、そういう事業になっているところがございます。

堀内委員

ありがとうございます。ぜひですね、ヒアリングがうまくいって選ばれるようにですね。

教育長

ちょっと補足していただきたいのですが、さっき堀内委員からお話があったように、今までもいろいろ地域と、コンビニと連携して商品開発や、あるいは、高森みたいに役場の職員に生徒を見立てて地域課題の解決とか、いろんな学校で取り組んでいると思うのですが、それを今回は国の補助金を使ったところでの、そういうスキームでやりますということを申請しています。そういう意味での新規だと思えるのですが、そういう理解でよろしいか、お願いします。

高校教育課長

新しい国の事業が始まるのですが、これまでは、各学校のほうで、いろんな予算がございませんので、例えば、総合的な学習の時間で、市役所と連

携しましてバーチャル市役所のようなものを立ち上げて、そこで地域課題を取り上げて、課題解決するというようなことをやっている学校もございました。今回、「地域魅力型」は400万円ほど国費が出ますので、さらに発展型として課題解決の主体的な学習ができるのではないかと考えているところでございます。

教育長

ちなみに3,000万円のうち、うまくいけば国費はどのくらいですか。

高校教育課長

「プロフッショナル型」は650万円を予定されています。「地域魅力型」は400万円ということになります。複数手を挙げておりますので、いくつか合格させていただけるか、ちょっと分かりませんが、全額国庫です。予算としては、最大限通ったところを見込んで計画しています。

教育長

分かりました。

堀内委員

指定は何年間ですか。

高校教育課長

基本的に3年間となっています。

櫻井委員

「県立学校の防災機能強化事業」で4,900万円ほど、これはトイレの拡充に使いますということだったのですが、全ての学校が避難場所に指定されたと思うのですが、避難場所に指定されたということは、今度は逆に防災物資を絶えずに置いておかななくてははいけない。水とかは置かなくてもよいのですか。

施設課長

施設課でございます。まず防災機能強化という事業自体が、今、11校体育館として基本的な機能であるトイレがないので、これを6年間かけて整備していく第1期目の工事が4,900万円という意味です。

先ほど言われました、防災に係る若しくは避難者用の備蓄物資でありますとか、そういったものは、市町村の協議が整ったものについては、基本的に市町村が一次的に備えなければならない義務がございますので、県立学校の中に置かしてほしいということがございましたら、それに応じて場所を提供したりすることは、今後出てくるかもしれないと思いますが、この事業自体はトイレのみの事業になります。

櫻井委員

ありがとうございます。

教育長

議案第1号につきましては、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。議案第1号につきましては、原案通り承認及び可決しました。

○第2号議案「熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則の一部を改正する規則の制定について」

高校教育課長

議案第2号「熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

お手元の資料の1ページを御覧ください。

提案理由は、熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例に基づく通学支援奨学金の貸与の対象となる者の居住区域として定める区域内の中学校の統廃合に伴い、関係規定を整備する必要があるためでございます。

2ページをお開きください。「規則案の概要」により改正内容を御説明いたします。

「3 内容」欄を御覧ください。

(1) 上天草高等学校に通学する者であって、通学支援奨学金の貸与の対象となる者の居住区域として定める中学校の通学区域から上天草市立阿村中学校の通学区域を削るものです。

施行は、公布の日からでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長

はい。ありがとうございました。これは、4ページを御覧になられた方が分かりやすいと思うのですが、上天草市立の松島中学校と阿村中学校が統合して、松島中学校一本になるというところで阿村中学校を削るというものです。だから内容は変わりません。この件については、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

それでは、この件につきましては、原案どおり可決としてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

○第3号議案「文化財の指定について」

文化課長

文化課でございます。議案第3号「文化財の指定について」です。

1頁から2頁をご覧ください。平成31年1月31日に開催された県文化財保護審議会において、熊本市所在の「黒糸威横矧(くろいとおどしよこはぎ)二枚胴具足」、阿蘇市所在の「長目(ながめ)塚古墳出土品」、の2件を県の重要文化財に指定し、菊陽町所在の「馬場楠井手(ばばくすいで)の鼻ぐり」を県の史跡に指定することについて答申が出ております。

答申を受けました各文化財の概要についてご説明申し上げます。3頁をご覧ください。なお、調書及び写真については、4頁以降に載せておりますので併せてご参照ください。

まず1件目の「黒糸威横矧(くろいとおどしよこはぎ)二枚胴具足」は細川忠興(1563年～1645年)が関ヶ原合戦の際に着用したと伝えられる甲冑で、兜、胴、佩楯、籠手、臍当、頬当を完備した当世具足です。平成24年度に「永青文庫常設展示振興基金」によって修理され、良好な状態で展示活用が可能となりました。また現存する忠興の具足として唯一のものであり、三斎流具足の原案となる高い学術的価値をもつものです。

次の2件目は「長目(ながめ)塚古墳出土品」は阿蘇市一の宮町中通に所在する県史跡「中通(なかどおり)古墳群」の主墳をなす県内最大級の前方後円墳、

長目塚古墳からの出土品で、鉄製品、銅鏡、玉類、須恵器、土師器、埴輪などがあります。未盗掘の石室からの良好な一括資料であり、熊本の古墳時代研究に欠かせない高い学術的価値を持つものです。

3件目は「馬場楠井手の鼻ぐり」で菊陽町馬場楠の取水口から熊本市渡鹿までの全長12km、受益面積162.65haの農業用水として造られた施設のうち、鼻ぐり、中須山、分水路を含む約400メートル区間の施設になります。築造された時期は17世紀初頭と考えられます。農業土木に関する開削型水路の当初の形態・機能を保ちつつ、改変を加え現在まで継続して使用されている重要な遺構で、高い学術的価値を持つものです。

以上の有形文化財2件及び史跡1件については、それぞれ熊本県を代表する文化財として、指定に値するものでございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

「参考資料」の説明は以上となります。

教育長

はい。ありがとうございました。審議会から答申をいただいております、3件とも文化財指定でよいのではないかといただいております。

なにか質問はございませんか。ありましたらお願いいたします。

私もよくわからなかったのですが、1つ目の細川忠興の甲冑についてもかなり傷んでいたもので、時間をかけて修復して、指定の段階に至ったという経緯があります。馬場楠井手の鼻ぐりについてもなんで今頃なのかと私も思ったのですが、やはり調査・研究に時間がかかったとのことでした。

農業、土木の観点からもぜひとのことでした。

吉井委員

よろしいでしょうか。資料見る限り凄いものだなと思いました。鼻ぐりというものが実際には、どういうものか知りませんでした。この時代にこれをしていたというのが本当に驚きで、見た目もとてもきれいですよね。素晴らしいものだと思います。大事にさせていただきたいと思います。これを地元で守っていくのは大変だと思いますので、できることがあるなら県でもぜひ力になってほしいなと思います。

それと、資料についている長目塚古墳出土品写真ですが、玉類と銅鏡はこれだなとわかったのですが、鉄刀と刀子というものが2つあってどれかよくわからなかったのと右側の一番上の2つはなんなのかと思ったのが一つ。それとこの資料に書いてあったのですが、これを発掘する際に、県最大の前方後円墳を一部破壊したと書いてあったのですが、現在はどうなっているのでしょうか。

文化課長

はい。文化課でございます。8ページの写真の真ん中に長いものが2つございますがこれが、鉄刀となります。左側にナイフみたいな形のものが10本ほどありますが、こちらが刀子ということになります。右側の塊みだいになっているのが矢じりが何十本か固まっているものになります。切り離していないとのことでした。固まってくっついている状態で保存されています。

それから、前方後円墳の現状なんですけども、河川の改修でちょうど一部場所がかかりまして、前方の部分がちょうど河川の区域に取り込まれておりまして、円墳の方が残っています。ただ、残念ながら半分は失われているという状態になるのですが、河川改修があったがため、古墳の中を開くことができ、初めてこのようなものが埋蔵されていたという事が発見されたので、河川改修がなければ

古墳のまま保存されていたと思いますので、どちらが良かったのかとなると破壊されない方が良かったのですが、埋蔵品を発見できたという意味では、少しは価値があったのかと思います。よろしいでしょうか。

吉井委員

すみません。この写真の一番左のものは、何かなと思ひまして。

文化課長

はい。これは、鉄の斧になります。

教育長

よろしいでしょうか。

吉井委員

はい。ありがとうございます。

教育長

それでは、この件につきましては、原案どおり可決としてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

6 次回開催日

教育長が、次回の臨時教育委員会は平成31年（2019年）3月26日（火）午後1時30分から教育委員会室で開催することを確認した。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午前11時55分